

令和 8 年 6 月  
横浜税関業務部

関係者 各位

予備審査制を利用したマニフェスト申告の審査区分（税関検査の要否）の  
通知時期の変更について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

本年5月にお知らせしたとおり、マニフェスト申告の不適正な利用が散見されていることを受けて、予備審査制を利用したマニフェスト申告の審査区分（税関検査の要否）の通知時期が見直され、今後は、予備申告が本申告に切り替わった後に当該通知がされることとなります。

注：AEO 輸入者（特例輸入者）、AEO 通関業者（認定通関業者）及び税関長が適当と認める者を除く全ての輸入者・通関業者が対象となります。

今般、関連通達の改正が行われ、令和8年7月21日（火）から実施することとなりましたので、お知らせします。

詳細につきましては、添付リーフレット及び下記の税関ホームページ掲載資料をご確認ください。

記

○通達改正

令和8年6月23日財関第740号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/2026tsutatsu/2026tsutatsu740/2026tsutatsu740.html>

○マニフェスト申告・予備審査制の見直しについて

<https://www.customs.go.jp/shiryō/20260310.html>

【問い合わせ先】

業務部通関総括第1部門

電話：045-212-6150

# 予備審査制を利用したマニフェスト等による輸入申告の 審査区分（税関検査の要否）の通知時期の変更

マニフェスト等による輸入申告（マニフェスト申告）において、不適正な利用が散見されています。特に、予備審査制を利用する際に通知される審査区分（税関検査の要否）の通知を悪用し、輸入貨物の審査・検査の要否を確認したうえで、不正な貨物を発送・輸入する重大な事案も発生しています。税関は、迅速な通関の実現のみならず、より一層厳格な水際取締りに取り組んでいく必要があるため、輸入通関における簡易性・迅速性の提供対象となる者の見直しを行うこととしました。

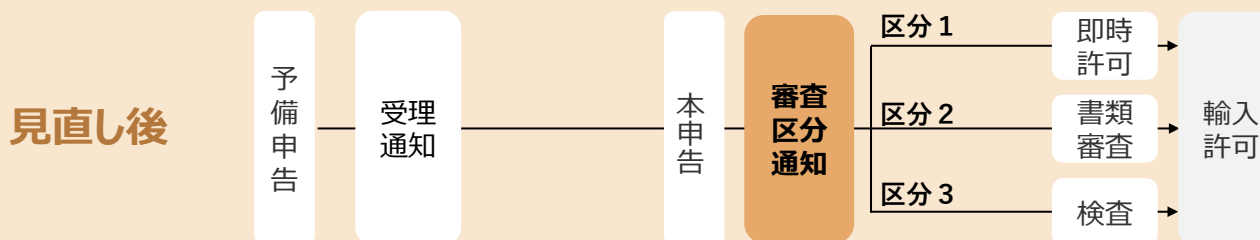
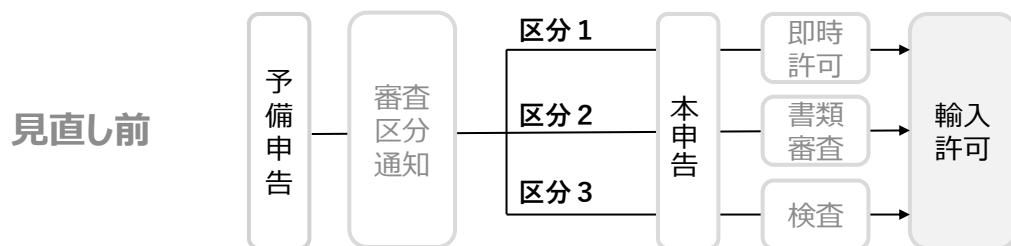
## 変更点（令和8年7月21日実施）

- 予備審査制を利用したマニフェスト申告の審査区分（税関検査の要否）の通知が、**本申告時**になります
- AEO輸入者（特例輸入者）、AEO通関業者（認定通関業者）及び税関長が適当と認める者を除く**全ての輸入者・通関業者**が対象です



予備申告前に、予備申告しようとする貨物の情報（事前情報）をNACCSにより提供できると認められる者で、AEO輸入者・AEO通関業者の承認・認定が見込まれる者を指します。その他、現在の通関業務における輸入申告の誤りの発生状況、通関業法に基づく質問又は検査の結果も考慮します。

## 予備審査制を利用したマニフェスト申告のフロー



今後とも適正な輸入通関の実施にご協力ください。あわせて、AEO制度の利用をご検討ください。

